

<b>事業名</b>	<b>新たな助成制度と専用相談窓口で、 不妊に悩む方に寄り添った支援を行います</b>
------------	---

<b>ここがポイント</b>	<p>◆不妊治療の公的医療保険適用を受け、新たな助成制度を整備します。</p> <p>◆令和4年4月に開設した「港区不妊・不育相談ダイヤル」で相談者の悩みに寄り添うとともに、助成制度の利用についても丁寧にご案内します。</p>	<b>事業費</b>	<p><b>47,880 千円</b> (新助成制度の令和4年度事業費)</p>
----------------	---	------------	--

### 概 要

**これまで** ▶ 特定不妊治療は公的医療保険の適用対象外  
区は平成19年から「港区特定不妊治療助成事業」で治療費の一部を助成してきました。

**令和4年4月から** ▶ 特定不妊治療が公的医療保険の適用対象に！

公的医療保険制度の適用に準じた新たな助成制度を整備し、公的医療保険の適用外の治療(先進医療、自由診療)にかかる費用を助成します。  
妊娠を望む方が経済的な不安を抱えることなく、安心して希望する治療を受けられるよう、引き続き当事者に寄り添った支援を行っていきます。

**新たな助成制度の概要**

**■対象**

①体外受精・顕微授精(保険適用)の際に先進医療を受けた夫婦  
②自由診療を受けた夫婦

※1回の治療開始日における妻の年齢が43歳未満が要件です。  
※事実婚も対象になります。  
※男性不妊治療も対象になります。  
※所得制限はありません。

**■助成内容**


①先進医療の実施にかかる自己負担額の一部(1回の助成上限30万円)  
②自由診療の実施にかかる費用の総額(1回の助成上限30万円)

※①は「先進医療にかかった総額から都の助成額を差し引いた額」と「上限30万円」のどちらか低い方を、②は「自由診療にかかった総額」と「上限30万円」のどちらか低い方を助成額とします。


**■助成回数**

初めての治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで(1子ごと)

**■適用日** 令和4年4月1日(遡及適用) ※申請受付開始日は令和5年1月(予定)




**先進医療に加え、  
自由診療についても手厚く助成！**



令和4年5月に開設した不妊・不育の無料相談窓口、「港区不妊・不育相談ダイヤル」を周知し、悩みをもつ方のメンタルヘルスの向上につなげるとともに、同窓口で新しい助成制度についても詳しく説明し、不妊治療に関する不安を軽減します。

**経済的負担と精神的負担を軽減する包括的な支援で心強くサポート！**

<b>問合せ</b> 	課長	健康推進課 二宮
	☎	03-3455-4427(直通)
	係長	健康推進課地域保健係 遠藤
	☎	03-6400-0084(直通)